

こども誰でも 通園制度

1 制度の概要(こども誰でも通園制度とは)

全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため創設された新たな通園制度です。

3歳未満の未就園の児童について、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労要件を問わず、時間単位で柔軟に保育施設等に通園できる制度です。

2 事業の概要

(1) 対象児童

保育所、認定こども園、地域型保育事業所等に通っていない

0歳6か月から満3歳未満の児童

	0歳～2歳	3歳以上
就労要件なし	<u>こども誰でも通園制度</u> <u>対象児童</u>	<u>1号認定こども</u> 幼稚園、認定こども園
就労要件あり	<u>3号認定こども</u> 保育所、認定こども園 小規模保育事業所等	<u>2号認定こども</u> 保育所、認定こども園

(2) 事業実施施設 保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業所 等

(3) 実施方法 一般型(在園児合同又は専用室独立型)又は余裕活用型

(4) 利用可能時間 こども一人当たり月10時間を上限

(5) 利用料 1時間当たり300円程度を標準に徴収可

※制度の詳細についてはこども家庭庁のホームページをご覧ください。

→<https://www.cfa.go.jp/policies/hoiku/daredemo-tsuen>



3 米子市の方向性

- (1) 実施時期 令和8年度から実施
(2) 目的 「就学前の全てのこどもを地域で育む」
(3) 取組方針 ◎「こどもの健全な育ちを応援」
◎「地域子育て支援の充実」
◎「保護者の心身負担の軽減」
◎「支援が必要なこども・家庭のセーフティネットとしての機能強化」

(4) 実施場所

公立の保育施設(3~4園程度)及び実施を希望する民間保育施設等

(5) 量の見込み(ニーズの見込み)と確保方策(受入枠の計画) ※延べ利用者数

事業実施に向けて、こども誰でも通園制度に係る量の見込み及び確保方策を定め、米子市子ども・子育て支援事業計画(よなごっこ未来計画)を改訂し、事業を計画的に推進していきます。

(単位:人/年)

	R8	R9	R10	R11
量の見込み	936	936	924	924
確 保 方 策	936	936	924	924

○「量の見込み」:直近の未就園児数と人口推計を元に算出

○「確保方策」:全ての対象者に対応できる体制を見込んでいることから、「量の見込み」と同数とする。

(6) その他

- 既存の一時預かり事業と併せてシステムを導入することにより、予約方法の電子化など保護者の利便性の向上を図ることを検討しています。
- 予約システムについては、近隣自治体との広域的な連携も想定しています。